

# 半 期 報 告 書

(第8期中) 自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

# 目次

## 【表紙】

第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【業績等の概要】 .....	4
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	6
3 【対処すべき課題】 .....	6
4 【事業等のリスク】 .....	6
5 【経営上の重要な契約等】 .....	7
6 【研究開発活動】 .....	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	8
第3 【設備の状況】 .....	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	11
2 【道路資産】 .....	11
第4 【提出会社の状況】 .....	14
1 【株式等の状況】 .....	14
2 【株価の推移】 .....	15
3 【役員の状況】 .....	16
第5 【経理の状況】 .....	17
1 【中間連結財務諸表等】 .....	18
2 【中間財務諸表等】 .....	39
第6 【提出会社の参考情報】 .....	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	53
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月21日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 秀夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
営業収益（百万円）	131,357	131,981	144,871	298,308	292,964
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△275	6,832	7,272	3,132	6,202
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	△260	3,413	4,211	1,393	1,715
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	△201	3,453	4,240	1,388	1,751
純資産額（百万円）	35,621	40,658	43,189	37,210	38,956
総資産額（百万円）	430,135	482,665	554,199	479,218	555,488
1株当たり純資産額（円）	1,298.58	1,486.30	1,579.36	1,359.87	1,423.39
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	△9.65	126.43	155.97	51.62	63.52
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	8.2	8.3	7.7	7.7	6.9
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△20,042	△27,214	△25,431	△24,555	△65,497
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	△2,910	△2,520	△2,403	△5,680	△6,201
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	4,290	13,245	4,619	25,870	81,002
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（百万円）	25,610	23,417	25,997	39,908	49,212
従業員数（人） 〔外、平均臨時雇用人員〕	4,066 [369]	4,134 [461]	4,052 [411]	4,048 [424]	4,050 [452]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第6期中間連結会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
営業収益（百万円）	130,480	130,879	143,840	296,451	290,575
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	△721	6,376	6,616	1,759	4,451
中間（当期）純利益又は 中間純損失（△）（百万円）	△346	3,319	3,944	742	875
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	31,076	35,484	36,985	32,165	33,040
総資産額（百万円）	419,659	471,221	540,604	471,340	545,642
1株当たり純資産額（円）	1,150.97	1,314.23	1,369.83	1,191.30	1,223.73
1株当たり中間（当期）純利益 金額又は1株当たり中間純損失 金額（△）（円）	△12.82	122.92	146.10	27.51	32.42
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	7.4	7.5	6.8	6.8	6.1
従業員数（人）	1,110	1,093	1,096	1,100	1,093

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第6期中間会計期間にあつては1株当たり中間純損失であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成24年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	3,844
受託事業	[406]
駐車場事業	56
その他の事業	[5]
全社（共通）	152 [-]
計	4,052 [411]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成24年9月30日現在

従業員数（人）	1,096
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に、景気回復の動きが続くと期待されたものの、欧州の債務危機、電力供給の制約、デフレの影響により輸出・雇用情勢が厳しい状況で推移し、全体としては景気の回復に足踏みがみられました。

当社においては、首都高速道路の基本料金について、料金圏のある均一料金から、より利用しやすい、料金圏のない距離別料金（500円～900円）へ平成24年1月1日から移行しました。

利用交通量（注）は、大型車が前年同期比2.1%減、普通車は0.2%増となり、全体としては0.1%増の174.9百万台（95.6万台/日）となっております。

高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は前年同期比9.8%増の144,871百万円となり、営業利益は前年同期比6.5%増の7,187百万円、経常利益は前年同期比6.4%増の7,272百万円、法人税等を控除した中間純利益は前年同期比23.4%増の4,211百万円となりました。セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

(注) これまでは料金圏毎の利用に対し台数を計上しておりましたが、距離別料金移行後は首都高速道路利用1回毎に台数を計上することとなったため、距離別料金移行前の利用交通量については換算を行っております。なお、換算後の前中間連結会計期間の利用交通量は、174.8百万台（95.5万台/日）であります。

#### ① 高速道路事業

##### (営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は301.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からE T Cの普及に努めているところです。距離別料金移行後のE T Cの利用率は、現金利用のお客様のE T C利用への転換が進んだことにより平成24年9月平均が91.1%となり、前年同月比2.7%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの開設、またグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善や安全対策の実施等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、距離別料金への移行にあわせ日曜祝日割引を終了したことによる影響などにより、前年同期比4.8%増の129,363百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（高速3号渋谷線～高速湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるほか、横浜環状北西線の事業着手など6路線28.3kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口等の整備、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比279.4%増の11,757百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前年同期比11.5%増の141,184百万円となりました。

##### (営業利益)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成24年4月17日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比11.8%増の134,345百万円となり、営業利益は前年同期比5.2%増の6,838百万円となりました。

なお、協定に基づき機構へ支払う賃借料の加減算は実施しておりません。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様にご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。営業収益は前年同期比2.8%増の1,340百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前年同期比2.2%減の1,086百万円となり、営業利益は前年同期比31.5%増の254百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前年同期比49.3%減の1,700百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比49.3%減の1,709百万円となり、営業損失は9百万円（前年同期は営業損失18百万円）となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアを目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下貸貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野ジャンクション付近の利便増進施設並びに社宅跡地を利用した不動産貸貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比4.9%減の823百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比9.2%減の720百万円となり、営業利益は前年同期比42.7%増の102百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益7,272百万円に加え、非資金項目である減価償却費3,127百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額21,086百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、25,431百万円の資金支出（前年同期は27,214百万円の資金支出）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは2,403百万円の資金支出（前年同期は2,520百万円の資金支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入19,842百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額12,216百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、4,619百万円の資金収入（前年同期は13,245百万円の資金収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ23,215百万円減少し、25,997百万円となりました。



## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

平成21年度に策定した中期経営計画2011（計画期間：平成21年度～平成23年度）に引き続き、首都高速道路が最初の開通から50年を迎えることを踏まえ、平成24年4月、当社は新たな中期経営計画（中期経営計画（2012～2014）～おかげさまで50年、首都高は新たな50年のステージへ～）を策定し、以下の事項に取り組んでまいります。

### 〔高速道路事業〕

構造物の高齢化への対応として、発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上に加え、今後とも、構造物の安全性を確保するため、ネットワークとしての機能を長期にわたり維持するとともに、ライフサイクルコストの観点も考慮に入れた戦略的な取り組みを行います。

トンネルや長大橋に対する耐震補強や必要に応じた業務継続計画（BCP）の見直しなど、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、中央環状線等の整備を進めるとともに、陸・海・空が一体となった交通・物流ネットワークの整備が求められている現状を踏まえ、平成24年度から横浜環状北西線の事業に着手するなど、首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

交通容量不足等による渋滞対策として、より使いやすい首都高速道路を目指した渋滞対策等を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）の新たな展開に向けて取り組んでいきます。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、首都高グループの取組みに反映します。

### 〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、首都高グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業や道路保全事業を拡大するとともに、アジア諸国において、道路インフラに対する国際貢献及び国際コンサルティング事業の展開の拡大や道路建設やメンテナンス、料金収受システム、ITSの整備などへの参画を目指します。

## 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、半期報告書提出日現在において判断したものであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額（以下「債務引受限度額」といいます。）、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

当社及び機構は、当該協定について検討を加え、平成24年4月17日付で当該協定を一部変更しており、変更内容は以下のとおりとなります。

新設、改築、修繕又は災害復旧に係る債務引受限度額及び無利子貸付けの貸付計画額を変更するとともに、横浜市道高速横浜環状北西線に関する工事を追加しております。また、平成22年11月19日に国土交通省から公表された「将来交通需要推計手法（道路）について」を踏まえた推計交通量の見直しを反映しております。その結果、貸付料の額及び計画収入の額等が変更されております。

なお、平成24年4月20日付で機構が当該協定の変更に係る機構法第14条第1項に基づく国土交通大臣の認可を受け、かつ、当社が当該協定の変更に係る特措法第3条第6項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことから、同日付で当該協定の変更の効力が生じております。

## 6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術に関する研究を行っております。具体のテーマとしては、①既設構造物における損傷状況の検出・計測等に関するもの、②既設構造物に現に発生している損傷の補修・補強等に関するもの、③既設構造物の過去の点検データ等の利用・活用に関するもの、④既設構造物における施工済みの補修・補強状況の評価等に関するもの、⑤既設構造物の維持管理に伴う現場作業の効率化、安全対策技術の向上等に関するもの、⑥その他、前記①～⑤の目的を達成するために必要な課題を基本として、各年度ごとに、グループ内で協議の上、業務上の必要性、コスト縮減、及び業務効率化につながるものという視点で具体的研究内容を決定の上、実施しております。

また、他企業・大学等との共同研究開発活動としまして、①都市内での既設構造物の更新技術に関するもの、②既設構造物の長寿命化技術に関するもの、③道路作業用発煙筒技術に関するもの、前記①～③の目的を達成するために必要な課題を基本として、概ね2年の共同研究期間にて、今後の維持管理費用を大幅に抑制すべく共同研究を実施しております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を收受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の收受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いが機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

## (2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。

当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

### ② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

### ③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

### (3) 経営成績の分析

#### ① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比9.8%増の144,871百万円となりました。

高速道路事業については、前年同期比11.5%増の141,184百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比279.4%増の11,757百万円となりました。

駐車場事業については、前年同期比2.8%増の1,340百万円となりました。

受託事業については、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより、前年同期比49.3%減の1,700百万円となりました。

その他の事業については、前年同期比4.9%減の823百万円となりました。

#### ② 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比9.9%増の137,684百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への貸借料の支払いや管理費用の支出等により前年同期比11.8%増の134,345百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により、前年同期比2.2%減の1,086百万円、受託事業については、前年同期比49.3%減の1,709百万円、その他の事業については、前年同期比9.2%減の720百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は、合計で前年同期比6.5%増の7,187百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が6,838百万円の営業利益、駐車場事業が254百万円の営業利益、受託事業が9百万円の営業損失、その他の事業が102百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

#### ③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、移転補償金43百万円等により前年同期比8.9%減の181百万円、営業外費用は、支払利息85百万円等により前年同期比16.9%減の96百万円となりました。

#### ④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比6.4%増の7,272百万円となりました。

#### ⑤ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は前年同期比23.4%増の4,211百万円となりました。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への貸借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち料金徴収施設等について、次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 五反田料金所 他185箇所等	東京都品川区 他	高速道路事業	料金徴収施設 等	79,984	47,288	自己資金 及び借入金	平成18年4月	平成34年3月

- (注) 1. 総額は、消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、一般管理費相当額が含まれております。
2. 五反田料金所他185箇所等に係る既支払額は、平成18年4月1日以降平成24年9月30日までの建設仮勘定の増加額を記載しております。

#### 2【道路資産】

##### (1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額34,019百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額11,757百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
横浜市道高速横浜環状北線	横浜市都筑区川向町～横浜市鶴見区生麦二丁目（新設）	平成24年4月	6,126
都道首都高速1号線等	修繕	平成24年6月	3,958
		平成24年9月	
都道首都高速品川目黒線	品川区八潮三丁目～目黒区青葉台四丁目（新設）	平成24年7月	1,673
合計		—	11,757

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。
2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成24年9月30日現在

区分		年間賃借料（百万円） （注1）
地域路線網	都道首都高速1号線	191,947
	都道首都高速2号線	
	都道首都高速2号分岐線	
	都道首都高速3号線	
	都道首都高速4号線	
	都道首都高速4号分岐線	
	都道首都高速5号線	
	都道首都高速6号線	
	都道首都高速7号線	
	都道首都高速8号線	
	都道首都高速9号線	
	都道首都高速晴海線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道首都高速目黒板橋線	
	都道首都高速品川目黒線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
	千葉県道高速湾岸線	
横浜市道高速1号線		
横浜市道高速2号線		
横浜市道高速湾岸線		
横浜市道高速横浜環状北線		
川崎市道高速縦貫線		
合計	191,947	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度における協定に基づく年間賃借料を記載しております。この賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. 上記年間賃借料は、協定の規定より、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて、変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
3. 当中間連結会計期末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、機構との協定を一部変更したことから、前連結会計年度末に計画した道路資産に係る重要な建設計画は次のとおりとなりました。

なお、機構との協定の変更内容は、前記「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」に記載しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3) (注4)	着手(注5)	完了(注6)
都道首都高速晴海線(注7)	50,839	25,023 [24,890]	平成13年12月	平成28年3月
都道首都高速目黒板橋線	452,495	439,500 [411,608]	平成3年3月	平成26年3月
都道首都高速品川目黒線	176,072	73,103 [2,040]	平成18年4月	平成26年3月
横浜市区道高速横浜環状北線	349,868	144,854 [6,126]	平成13年12月	平成29年3月
横浜市区道高速横浜環状北西線	112,860	106 [—]	平成24年5月	平成34年3月
川崎市道高速縦貫線	53,559	51,537 [47,767]	平成3年3月	平成25年3月
改築事業(注8)	262,268	132,460 [1,690]	平成18年4月	平成32年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。
4. 当中間連結会計期末までに既に機構に帰属した道路資産の額を [ ] で記載しております。
5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。
6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
7. 都道首都高速晴海線の建設完了予定を平成27年3月から平成28年3月に変更する旨、平成24年8月3日付で特措法第3条第9項の規定に基づき国土交通大臣あて届出をいたしました。
8. 改築事業の内訳は次のとおりです。  
都道首都高速5号線(改築)(板橋熊野町JCT間改良)、都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT(仮称))、都道首都高速板橋足立線(改築)(王子南出入口)、首都高速道路 東京地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 埼玉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 千葉地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 横浜地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 川崎地区(改築)(防災・安全対策)、首都高速道路 さいたま地区(改築)(防災・安全対策)、都道首都高速6号線(改築)(堀切小菅JCT間改良)
9. 所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事に要する費用については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において96,539百万円に、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付を受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降において最大で3,717百万円に変更しております。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

## (6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町1丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

## ② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任年月日
取締役 会長 (非常勤)	—	渡辺 捷昭	昭和17年2月13日生	昭和39年4月 トヨタ自動車工業㈱入社 平成4年9月 トヨタ自動車㈱取締役 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 専務取締役 平成13年6月 同 取締役副社長 平成17年6月 同 取締役社長 平成21年6月 同 取締役副会長 平成23年6月 同 相談役（現在） 平成24年9月 当社取締役会長（非常勤）（現在）	(注)	—	平成24年 9月13日
取締役	—	安藤 憲一	昭和26年1月25日生	昭和49年4月 首都高速道路公団採用 平成15年12月 同 計画部長 平成17年10月 当社計画・環境部長 平成18年9月 同 建設事業部長 平成22年7月 同 東京建設局長 平成22年9月 同 執行役員（東京建設局長） 平成23年7月 同 常務執行役員 平成24年9月 同 取締役（現在）	(注)	—	平成24年 9月13日
取締役	—	宮田 年耕	昭和24年10月27日生	昭和50年4月 建設省（現 国土交通省）入省 平成17年4月 国土交通省九州地方整備局長 平成18年7月 同 道路局長 平成22年10月 当社顧問 平成23年7月 同 常務執行役員 平成24年9月 同 取締役（現在）	(注)	—	平成24年 9月13日
取締役	—	只腰 憲久	昭和24年8月1日生	昭和47年5月 東京都採用 平成12年8月 同 都市計画局開発計画部長 平成13年7月 同 都市計画局施設計画部長 平成14年4月 同 都市計画局都市基盤部長 平成15年6月 同 知事本部次長 平成16年7月 同 流域下水道本部長 平成18年7月 同 都市整備局技監 平成19年6月 同 都市整備局長 平成21年7月 (財) 東京都公園協会理事長 平成22年7月 (財) 東京都新都市建設公社理事長 平成24年9月 当社取締役（現在）	(注)	—	平成24年 9月13日

(注) 平成24年9月13日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	恵谷 舜吾	平成24年9月13日
取締役	—	瀬野 俊樹	平成24年9月13日
取締役	—	道家 孝行	平成24年9月13日

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,489	12,370
高速道路事業営業未収入金	24,469	23,224
未収入金	1,328	675
短期貸付金	34,992	13,997
たな卸資産		
仕掛道路資産	354,827	377,089
貯蔵品	403	761
その他のたな卸資産	80	90
受託業務前払金	48,185	49,336
前払金	1,947	3,146
繰延税金資産	1,669	1,506
その他	859	1,515
貸倒引当金	△184	△199
流動資産合計	483,069	483,514
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,647	13,809
減価償却累計額	△4,411	△4,751
建物（純額）	9,236	9,058
構築物	※4 24,511	※4 25,315
減価償却累計額	△6,032	△6,532
構築物（純額）	18,478	18,782
機械及び装置	44,572	44,676
減価償却累計額	△14,526	△16,094
機械及び装置（純額）	30,045	28,582
車両運搬具	2,652	2,746
減価償却累計額	△1,500	△1,688
車両運搬具（純額）	1,151	1,058
工具、器具及び備品	1,786	1,811
減価償却累計額	△845	△945
工具、器具及び備品（純額）	941	866
土地	7,794	7,794
リース資産	275	256
減価償却累計額	△105	△78
リース資産（純額）	169	178
建設仮勘定	1,429	1,384
有形固定資産合計	69,246	67,704
無形固定資産		
リース資産	71	83
その他	949	814
無形固定資産合計	1,021	898

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	150	150
敷金	1,030	1,030
繰延税金資産	442	375
その他	527	525
投資その他の資産合計	2,151	2,081
固定資産合計	72,419	70,684
資産合計	*1 555,488	*1 554,199
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金	25,452	18,222
1年以内返済予定長期借入金	32,353	34,373
リース債務	82	95
未払金	10,867	4,180
未払法人税等	2,633	2,868
預り金	359	361
受託業務前受金	50,748	53,199
前受金	715	705
賞与引当金	1,397	1,587
回数券払戻引当金	68	20
料金徴収施設撤去引当金	291	282
その他	2,978	3,350
流動負債合計	127,949	119,248
<b>固定負債</b>		
道路建設関係社債	*1 207,976	*1 208,005
道路建設関係長期借入金	*3 134,979	*3 139,855
その他の長期借入金	11,093	8,874
リース債務	177	181
退職給付引当金	33,874	34,382
役員退職慰労引当金	129	115
その他	351	345
固定負債合計	388,582	391,760
負債合計	516,532	511,009
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	11,431	15,642
株主資本合計	38,431	42,642
少数株主持分	524	546
純資産合計	38,956	43,189
負債・純資産合計	555,488	554,199

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業収益	131,981	144,871
営業費用		
道路資産賃借料	91,234	95,971
高速道路等事業管理費及び売上原価	30,132	37,823
販売費及び一般管理費	※1 3,865	※1 3,889
営業費用合計	125,232	137,684
営業利益	6,749	7,187
営業外収益		
受取利息	6	8
土地物件貸付料	37	37
移転補償金	—	43
その他	154	91
営業外収益合計	199	181
営業外費用		
支払利息	102	85
その他	13	10
営業外費用合計	115	96
経常利益	6,832	7,272
特別損失		
災害による損失	※2 237	—
特別損失合計	237	—
税金等調整前中間純利益	6,595	7,272
法人税、住民税及び事業税	2,880	2,802
法人税等調整額	261	229
法人税等合計	3,141	3,031
少数株主損益調整前中間純利益	3,453	4,240
少数株主利益	40	29
中間純利益	3,413	4,211

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,453	4,240
中間包括利益	3,453	4,240
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,413	4,211
少数株主に係る中間包括利益	40	29



## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
当期首残高	9,716	11,431
当中間期変動額		
中間純利益	3,413	4,211
当中間期変動額合計	3,413	4,211
当中間期末残高	13,130	15,642
株主資本合計		
当期首残高	36,716	38,431
当中間期変動額		
中間純利益	3,413	4,211
当中間期変動額合計	3,413	4,211
当中間期末残高	40,130	42,642
少数株主持分		
当期首残高	494	524
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	34	22
当中間期変動額合計	34	22
当中間期末残高	528	546
純資産合計		
当期首残高	37,210	38,956
当中間期変動額		
中間純利益	3,413	4,211
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	34	22
当中間期変動額合計	3,447	4,233
当中間期末残高	40,658	43,189

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	6,595	7,272
減価償却費	3,101	3,127
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	483	507
賞与引当金の増減額 (△は減少)	206	189
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	48	14
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	△17	△48
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△298	—
料金徴収施設撤去引当金の増減額 (△は減少)	—	△8
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△21	△13
受取利息	△6	△8
支払利息	102	85
固定資産除却損	67	465
売上債権の増減額 (△は増加)	3,816	1,635
未収消費税等の増減額 (△は増加)	2,124	203
仕掛道路資産の増減額 (△は増加)	※2 △26,971	※2 △21,086
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△75	△358
受託業務前払金の増減額 (△は増加)	1,099	△1,150
前払金の増減額 (△は増加)	△1,256	△1,199
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,128	△13,327
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△39	9
受託業務前受金の増減額 (△は減少)	1,105	2,451
前受金の増減額 (△は減少)	△64	△10
その他	1,374	△147
小計	△24,753	△21,396
利息の受取額	6	9
利息の支払額	△1,196	△1,235
法人税等の支払額	△1,270	△2,808
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2 △27,214	※2 △25,431
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△2,180	△1,982
有形固定資産の売却による収入	2	1
投資有価証券の取得による支出	△120	—
その他	△222	△421
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,520	△2,403
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
道路建設関係長期借入れによる収入	21,107	19,842
長期借入金の返済による支出	△3,689	△2,948
道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)	※2 △4,140	※2 △12,216
少数株主への配当金の支払額	△5	△7
その他	△27	△50
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,245	4,619
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,490	△23,215
現金及び現金同等物の期首残高	39,908	49,212
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 23,417	※1 25,997

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)

首都高トールサービス東東京(株)

首都高トールサービス神奈川(株)

首都高パトロール(株)

首都高カー・サポート(株)

首都高技術(株)

首都高メンテナンス西東京(株)

首都高メンテナンス東東京(株)

首都高メンテナンス神奈川(株)

首都高電気メンテナンス(株)

首都高E T Cメンテナンス(株)

首都高機械メンテナンス(株)

首都高速道路サービス(株)

首都高保険サポート(株)

首都高パートナーズ(株)

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

(a) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～51年

構築物 2年～45年

機械及び装置 2年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
  - (a) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - (b) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。
  - ③ 回数券払戻引当金  
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
  - ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
  - ⑥ 料金徴収施設撤去引当金  
距離別料金移行に伴い不要となる料金徴収施設の撤去費用の発生に備えるため、当中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
  - ① 道路資産完成高  
工事完成基準によっております。
  - ② 工事に係る受託業務収入  
当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。  
なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。
- (6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**【表示方法の変更】**

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10以下となったため、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「還付加算金」に表示していた48百万円及び「営業外収益」の「その他」に表示していた106百万円は、「その他」154百万円として組み替えております。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)																												
<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債207,976百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務658,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、310,461百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が15,670百万円減少しております。そのうち、1,955百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る13,715百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額  <div style="text-align: right;">21百万円</div></p> <p>5 当座貸越契約            当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。            当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。            当座貸越極度額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(株)みずほコーポレート銀行</td> <td style="text-align: right;">8,200百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三井住友銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)横浜銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)みずほ銀行</td> <td style="text-align: right;">700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">23,400百万円</td> </tr> </table>	(株)みずほコーポレート銀行	8,200百万円	(株)三菱東京UFJ銀行	6,500百万円	(株)三井住友銀行	4,000百万円	(株)横浜銀行	4,000百万円	(株)みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	23,400百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債208,005百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務648,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、319,728百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が12,216百万円減少しております。そのうち、2,949百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る9,267百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額  <div style="text-align: right;">21百万円</div></p> <p>5 当座貸越契約            当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。            当中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。            当座貸越極度額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(株)みずほコーポレート銀行</td> <td style="text-align: right;">8,300百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td style="text-align: right;">6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三井住友銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)横浜銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)みずほ銀行</td> <td style="text-align: right;">700百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">23,500百万円</td> </tr> </table>	(株)みずほコーポレート銀行	8,300百万円	(株)三菱東京UFJ銀行	6,500百万円	(株)三井住友銀行	4,000百万円	(株)横浜銀行	4,000百万円	(株)みずほ銀行	700百万円	借入実行残高	—	差引額	23,500百万円
(株)みずほコーポレート銀行	8,200百万円																												
(株)三菱東京UFJ銀行	6,500百万円																												
(株)三井住友銀行	4,000百万円																												
(株)横浜銀行	4,000百万円																												
(株)みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	—																												
差引額	23,400百万円																												
(株)みずほコーポレート銀行	8,300百万円																												
(株)三菱東京UFJ銀行	6,500百万円																												
(株)三井住友銀行	4,000百万円																												
(株)横浜銀行	4,000百万円																												
(株)みずほ銀行	700百万円																												
借入実行残高	—																												
差引額	23,500百万円																												

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 1,099百万円 退職給付費用 598百万円 賃借料 492百万円 業務委託費 352百万円 賞与引当金繰入額 232百万円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料手当 1,089百万円 退職給付費用 625百万円 賃借料 474百万円 業務委託費 404百万円 賞与引当金繰入額 242百万円 (表示方法の変更) 「業務委託費」は、当中間連結会計期間において、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、販売費及び一般管理費の主なものとして表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の販売費及び一般管理費の主なものの組替えを行っております。
※2 災害による損失 東日本大震災により損壊した 資産の復旧関連費用 237百万円	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。



## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)																
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">15,589百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△170百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td> <td style="text-align: right;">7,998百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,417百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△4,140百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産3,098百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」△26,971百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	15,589百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円	短期貸付金勘定	7,998百万円	現金及び現金同等物	23,417百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">12,370百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△370百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金勘定</td> <td style="text-align: right;">13,997百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,997百万円</td> </tr> </table> <p>※2 財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額(△は減少)」△12,216百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産11,757百万円が「仕掛道路資産の増減額(△は増加)」△21,086百万円に含まれております。</p>	現金及び預金勘定	12,370百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△370百万円	短期貸付金勘定	13,997百万円	現金及び現金同等物	25,997百万円
現金及び預金勘定	15,589百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△170百万円																
短期貸付金勘定	7,998百万円																
現金及び現金同等物	23,417百万円																
現金及び預金勘定	12,370百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	△370百万円																
短期貸付金勘定	13,997百万円																
現金及び現金同等物	25,997百万円																

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

料金收受機研修用シミュレーター（無形固定資産）であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

高所作業車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）等であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	191,947	192,667
1年超	8,863,293	8,766,601
合計	9,055,240	8,959,269

道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	68	66
1年超	135	105
合計	203	172

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	3	3	0
車両運搬具	33	27	5
工具、器具及び備品	97	79	17
無形固定資産	58	49	8
合計	192	160	31

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
車両運搬具	15	12	3
工具、器具及び備品	97	89	7
無形固定資産	43	39	3
合計	155	141	14

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
未経過リース料中間期末（期末）残高相当額		
1年内	30	13
1年超	1	1
合計	31	14

(注) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
支払リース料	26	17
減価償却費相当額	26	17

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,489	14,489	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	24,469 △184		
	24,284	24,284	—
(3) 短期貸付金	34,992	34,992	—
資産計	73,767	73,767	—
(1) 高速道路事業営業未払金	25,452	25,452	—
(2) 道路建設関係社債	207,976	214,137	6,160
(3) 道路建設関係長期借入金	162,158	162,214	56
(4) その他の長期借入金	16,267	16,291	24
負債計	411,854	418,095	6,240

(\*) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,370	12,370	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	23,224 △199		
	23,025	23,025	—
(3) 短期貸付金	13,997	13,997	—
資産計	49,392	49,392	—
(1) 高速道路事業営業未払金	18,222	18,222	—
(2) 道路建設関係社債	208,005	214,956	6,950
(3) 道路建設関係長期借入金	169,784	169,840	56
(4) その他の長期借入金	13,319	13,356	37
負債計	409,331	416,376	7,044

(\*) 高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の中間期末時価（期末時価）は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

### (3) 道路建設関係長期借入金及び (4) その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
非上場株式	150	150

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成24年3月31日）

その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額150百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

その他有価証券

非上場株式（中間連結貸借対照表計上額150百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	126,616	1,300	3,351	131,268	713	131,981	—	131,981
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	3	—	5	151	157	△157	—
計	126,618	1,303	3,351	131,273	865	132,138	△157	131,981
セグメント利益 又は損失(△)	6,502	193	△18	6,676	72	6,749	—	6,749
セグメント資産	377,597	3,719	56,382	437,699	2,360	440,060	42,604	482,665
その他の項目								
減価償却費	2,557	218	—	2,776	69	2,846	255	3,101
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,295	126	—	1,421	4	1,426	148	1,574

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額42,604百万円は、全社資産であり、その主なものは現金及び預金15,589百万円及び各事業共用の固定資産12,145百万円であります。

(3) 減価償却費の調整額255百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額148百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道路 事業	駐車場 事業	受託 事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	141,182	1,337	1,700	144,220	651	144,871	—	144,871
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2	3	—	5	172	177	△177	—
計	141,184	1,340	1,700	144,225	823	145,049	△177	144,871
セグメント利益 又は損失（△）	6,838	254	△9	7,084	102	7,187	—	7,187
セグメント資産	455,116	3,348	49,336	507,800	2,269	510,070	44,129	554,199
その他の項目								
減価償却費	2,572	209	—	2,781	64	2,846	281	3,127
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,599	44	—	1,644	73	1,717	143	1,861

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△177百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額44,129百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（短期貸付金）13,997百万円及び現金及び預金12,370百万円であります。
- (3) 減価償却費の調整額281百万円は、各事業共用の固定資産にかかる減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額143百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	126.43円	155.97円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	3,413	4,211
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	3,413	4,211
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,423.39円	1,579.36円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	38,956	43,189
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	524	546
(うち少数株主持分)(百万円)	(524)	(546)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	38,431	42,642
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

## 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議(長期資金(有利子)1,814億円以内)に基づき、平成24年10月1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。

区分	首都高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金300億円
利率	年0.336パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年10月12日
償還期日	平成29年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,311	4,350
高速道路事業営業未収入金	24,469	23,224
未収入金	1,035	575
短期貸付金	35,198	14,178
たな卸資産		
仕掛道路資産	355,829	377,721
貯蔵品	252	551
受託業務前払金	48,228	49,160
前払金	1,095	1,028
前払費用	187	631
繰延税金資産	796	636
その他	395	531
貸倒引当金	△184	△199
流動資産合計	475,615	472,390
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,116	1,170
減価償却累計額	△323	△352
建物（純額）	793	818
構築物	※4 22,988	※4 23,791
減価償却累計額	△5,259	△5,701
構築物（純額）	17,729	18,090
機械及び装置	44,770	44,864
減価償却累計額	△14,500	△16,064
機械及び装置（純額）	30,269	28,799
車両運搬具	1,075	1,075
減価償却累計額	△794	△852
車両運搬具（純額）	281	222
工具、器具及び備品	624	630
減価償却累計額	△194	△234
工具、器具及び備品（純額）	429	396
土地	268	268
建設仮勘定	1,279	1,109
有形固定資産合計	51,051	49,705
無形固定資産	438	363
高速道路事業固定資産合計	51,490	50,069

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,306	5,314
減価償却累計額	△2,242	△2,390
建物(純額)	3,063	2,923
構築物	40	40
減価償却累計額	△6	△8
構築物(純額)	33	32
機械及び装置	4	4
減価償却累計額	△0	△0
機械及び装置(純額)	3	3
工具、器具及び備品	313	309
減価償却累計額	△162	△183
工具、器具及び備品(純額)	150	126
土地	670	670
建設仮勘定	8	42
有形固定資産合計	3,931	3,799
無形固定資産	3	3
関連事業固定資産合計	※6 3,935	※6 3,803
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	5,774	5,780
減価償却累計額	△1,476	△1,599
建物(純額)	4,298	4,181
構築物	27	28
減価償却累計額	△20	△21
構築物(純額)	6	7
機械及び装置	16	16
減価償却累計額	△5	△6
機械及び装置(純額)	10	9
車両運搬具	157	157
減価償却累計額	△53	△66
車両運搬具(純額)	103	90
工具、器具及び備品	313	318
減価償却累計額	△130	△150
工具、器具及び備品(純額)	182	167
土地	6,843	6,843
リース資産	173	186
減価償却累計額	△30	△52
リース資産(純額)	143	134
建設仮勘定	106	178
有形固定資産合計	11,693	11,612
無形固定資産		
ソフトウェア	362	296

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
その他	16	16
無形固定資産合計	379	312
各事業共用固定資産合計	12,073	11,925
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	1,114
投資有価証券	120	120
敷金	827	827
繰延税金資産	103	33
その他の投資等	363	320
投資その他の資産合計	2,528	2,415
固定資産合計	70,027	68,213
資産合計	※1 545,642	※1 540,604
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	32,667	19,460
1年以内返済予定長期借入金	32,227	34,262
リース債務	50	54
未払金	5,717	1,347
未払費用	197	202
未払法人税等	1,977	2,508
預り金	196	201
受託業務前受金	50,748	53,199
前受金	715	705
前受収益	267	491
賞与引当金	796	855
回数券払戻引当金	68	20
料金徴収施設撤去引当金	291	282
その他	407	※7 647
流動負債合計	126,329	114,238
固定負債		
道路建設関係社債	※1 207,976	※1 208,005
道路建設関係長期借入金	※3 134,979	※3 139,855
その他の長期借入金	10,833	8,666
リース債務	121	110
退職給付引当金	32,336	32,733
役員退職慰労引当金	25	8
固定負債合計	386,272	389,380
負債合計	512,602	503,618

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	4,243	5,057
繰越利益剰余金	1,797	4,928
利益剰余金合計	6,040	9,985
株主資本合計	33,040	36,985
純資産合計	33,040	36,985
負債・純資産合計	545,642	540,604

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	123,413	129,363
道路資産完成高	3,098	11,757
その他の売上高	3	6
営業収益合計	126,516	141,128
営業費用		
道路資産賃借料	91,234	95,971
道路資産完成原価	3,098	11,757
管理費用	26,123	27,096
営業費用合計	120,456	134,825
高速道路事業営業利益	6,059	6,302
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	875	881
休憩所等事業収入	106	100
高架下事業収入	36	37
受託業務事業収入	3,344	1,692
営業収益合計	4,362	2,712
営業費用		
駐車場事業費	813	787
休憩所等事業費	74	75
高架下事業費	30	34
受託業務事業費	3,385	1,710
営業費用合計	4,303	2,609
関連事業営業利益	※1 59	※1 103
全事業営業利益	6,119	6,405
営業外収益		
受取利息	5	7
有価証券利息	0	—
受取配当金	205	193
雑収入	154	96
営業外収益合計	365	298
営業外費用		
支払利息	98	82
雑損失	10	4
営業外費用合計	108	87
経常利益	6,376	6,616
特別損失	237	—
税引前中間純利益	6,139	6,616
法人税、住民税及び事業税	2,602	2,442
法人税等調整額	217	229
法人税等合計	2,820	2,671
中間純利益	3,319	3,944

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
資本剰余金合計		
当期首残高	13,500	13,500
当中間期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,710	4,243
当中間期変動額		
別途積立金の積立	533	813
当中間期変動額合計	533	813
当中間期末残高	4,243	5,057
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,455	1,797
当中間期変動額		
別途積立金の積立	△533	△813
中間純利益	3,319	3,944
当中間期変動額合計	2,785	3,130
当中間期末残高	4,240	4,928
利益剰余金合計		
当期首残高	5,165	6,040
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	3,319	3,944
当中間期変動額合計	3,319	3,944
当中間期末残高	8,484	9,985
株主資本合計		
当期首残高	32,165	33,040
当中間期変動額		
中間純利益	3,319	3,944
当中間期変動額合計	3,319	3,944
当中間期末残高	35,484	36,985
純資産合計		
当期首残高	32,165	33,040
当中間期変動額		
中間純利益	3,319	3,944
当中間期変動額合計	3,319	3,944
当中間期末残高	35,484	36,985

## 【重要な会計方針】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ① 子会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券  
(時価のないもの)  
移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産

- ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 貯蔵品  
主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～45年
機械及び装置	2～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。



(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 料金徴収施設撤去引当金

距離別料金移行に伴い不要となる料金徴収施設の撤去費用の発生に備えるため、当中間会計期間末における損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 道路資産完成高

工事完成基準によっております。

(2) 工事に係る受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債207,976百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務658,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、310,461百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が15,670百万円減少しております。そのうち、1,955百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る13,715百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債208,005百万円の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務648,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、319,728百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>※3 重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が12,216百万円減少しております。そのうち、2,949百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る9,267百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。</p> <p>※4 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21百万円</p>

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)																																												
<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(株)みずほコーポレート銀行</td> <td style="text-align: right;">8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三井住友銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)横浜銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">20,000百万円</td> </tr> </table> <p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">駐車場事業</td> <td style="text-align: right;">3,086百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">838百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,931百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table>	(株)みずほコーポレート銀行	8,000百万円	(株)三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	(株)三井住友銀行	4,000百万円	(株)横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	駐車場事業	3,086百万円	休憩所等事業	838百万円	高架下事業	6百万円	有形固定資産	3,931百万円	休憩所等事業	3百万円	<p>5 当座貸越契約</p> <p>当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(株)みずほコーポレート銀行</td> <td style="text-align: right;">8,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三菱東京UFJ銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)三井住友銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)横浜銀行</td> <td style="text-align: right;">4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">20,000百万円</td> </tr> </table> <p>※6 関連事業固定資産内訳</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">駐車場事業</td> <td style="text-align: right;">2,955百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">833百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,799百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">休憩所等事業</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>※7 消費税等の取扱い</p> <p>当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	(株)みずほコーポレート銀行	8,000百万円	(株)三菱東京UFJ銀行	4,000百万円	(株)三井住友銀行	4,000百万円	(株)横浜銀行	4,000百万円	借入実行残高	—	差引額	20,000百万円	駐車場事業	2,955百万円	休憩所等事業	833百万円	高架下事業	10百万円	有形固定資産	3,799百万円	休憩所等事業	3百万円
(株)みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																												
(株)三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																												
(株)三井住友銀行	4,000百万円																																												
(株)横浜銀行	4,000百万円																																												
借入実行残高	—																																												
差引額	20,000百万円																																												
駐車場事業	3,086百万円																																												
休憩所等事業	838百万円																																												
高架下事業	6百万円																																												
有形固定資産	3,931百万円																																												
休憩所等事業	3百万円																																												
(株)みずほコーポレート銀行	8,000百万円																																												
(株)三菱東京UFJ銀行	4,000百万円																																												
(株)三井住友銀行	4,000百万円																																												
(株)横浜銀行	4,000百万円																																												
借入実行残高	—																																												
差引額	20,000百万円																																												
駐車場事業	2,955百万円																																												
休憩所等事業	833百万円																																												
高架下事業	10百万円																																												
有形固定資産	3,799百万円																																												
休憩所等事業	3百万円																																												

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)																												
<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">駐車場事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> </table> <p>2 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,661百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	62百万円	休憩所等事業営業利益	32百万円	高架下事業営業利益	5百万円	受託業務事業営業損失	41百万円	関連事業営業利益	59百万円	有形固定資産	2,661百万円	無形固定資産	141百万円	<p>※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">駐車場事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">93百万円</td> </tr> <tr> <td>休憩所等事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>高架下事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>受託業務事業営業損失</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>関連事業営業利益</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> </table> <p>2 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,684百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> </table>	駐車場事業営業利益	93百万円	休憩所等事業営業利益	24百万円	高架下事業営業利益	2百万円	受託業務事業営業損失	17百万円	関連事業営業利益	103百万円	有形固定資産	2,684百万円	無形固定資産	145百万円
駐車場事業営業利益	62百万円																												
休憩所等事業営業利益	32百万円																												
高架下事業営業利益	5百万円																												
受託業務事業営業損失	41百万円																												
関連事業営業利益	59百万円																												
有形固定資産	2,661百万円																												
無形固定資産	141百万円																												
駐車場事業営業利益	93百万円																												
休憩所等事業営業利益	24百万円																												
高架下事業営業利益	2百万円																												
受託業務事業営業損失	17百万円																												
関連事業営業利益	103百万円																												
有形固定資産	2,684百万円																												
無形固定資産	145百万円																												

(中間株主資本等変動計算書関係)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

社用車(車両運搬具)及び事務用機器(工具、器具及び備品)であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	191,947	192,667
1年超	8,863,293	8,766,601
合計	9,055,240	8,959,269

道路資産以外の未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	63	63
1年超	132	100
合計	195	164

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	81	66	15
無形固定資産	58	49	8
合計	140	116	23

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
工具、器具及び備品	81	75	6
無形固定資産	43	39	3
合計	125	114	10

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
未経過リース料中間期末（期末）残高相当額		
1年内	23	10
1年超	—	—
合計	23	10

(注) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
支払リース料	15	13
減価償却費相当額	15	13

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は1,114百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は1,114百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	122.92円	146.10円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	3,319	3,944
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	3,319	3,944
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,223.73円	1,369.83円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	33,040	36,985
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	33,040	36,985
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

## (重要な後発事象)

## 多額な社債の発行

当社は、平成24年3月22日開催の取締役会の決議(長期資金(有利子)1,814億円以内)に基づき、平成24年10月1日以降、以下の条件で社債を発行いたしました。

区分	首都高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金300億円
利率	年0.336パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年10月12日
償還期日	平成29年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受条項付

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第7期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） | 平成24年6月27日<br>関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書  | 平成24年6月27日<br>関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書  | 平成24年8月3日<br>関東財務局長に提出  |
| (4) 発行登録追補書類及びその添付書類                                       | 平成24年10月4日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第10回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成24年12月21日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成19年3月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年2月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社 第3回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成20年10月14日	19,996	非上場
首都高速道路株式会社 第4回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年10月14日	14,995.5	非上場
首都高速道路株式会社 第5回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年3月1日	39,984	非上場



銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第6回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年10月14日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第7回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年2月28日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年10月13日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月23日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年10月12日	30,000	非上場

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

#### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成24年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員  
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成24年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、同法第9条の規定により、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成24年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,255,124百万円
政府出資金	3,884,479百万円
地方公共団体出資金	1,370,645百万円
II 資本剰余金	844,982百万円
資本剰余金	70百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△29百万円
損益外減価償却累計額	△3,929百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,445,282百万円
純資産合計	8,545,389百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (x i) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
  - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

## 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 洋一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

